

## すべての家庭の子育て支援を充実します

### 1 幼児期の教育・保育環境の整備

#### 現状と課題

乳幼児人口の増加や共働き家庭の増加に加え、育児休業制度が普及したことに伴い、保育所の利用ニーズが高まっています。

平成22年度と平成26年度の比較で保育所等入所希望者は2,160人から3,300人に増加し、保育ニーズ率(※1)も34.8%から41.9%に上昇しています。とりわけ1・2歳のニーズの伸びが大きく、49.2%で約半数を占め、3～5歳についても、平成22年度では幼稚園の入園率(※2)が51.6%で半数以上を占めていたのが、平成26年度では43.7%まで下がり、一方で保育所に入所希望の保育ニーズ率が44.6%に上昇し、逆転現象が起こっています。このような保育ニーズの高まりを受け、平成22年度から平成26年度までの5年間で保育所等の定員を1,427人増やしてきましたが、平成26年の待機児童は135人となっており、依然として課題となっています。なお、幼稚園入園者数も、大幅な伸びは見られないものの、同じ5年間で1,400人から1,541人に伸びており、決して入園者数が減少しているわけではありません。

また、ニーズ調査によると、定期的に利用したい施設や事業として、「区立幼稚園」、「認可保育所」の希望が多くなっています。

このため、私立認可保育所の開設支援や小規模保育事業等の導入による保育施設等の定員拡大を図るとともに、小学校の増改築にあわせ区立幼稚園施設の充実を図る等、教育・保育環境の整備を推進する必要があります。

※1 保育ニーズ率… 保育所等入所希望者数(保育所等入所者数+待機児童数)÷0～5歳人口

※2 幼稚園入園率…幼稚園入園者数÷3～5歳人口

#### 幼稚園・保育所入所状況(再掲)

| 平成22年度            |        | 各年度4月1日現在 |        |        |        |      |        |
|-------------------|--------|-----------|--------|--------|--------|------|--------|
| 学 齢               | 0歳     | 1歳        | 2歳     | 3歳     | 4歳     | 5歳   | 計      |
| 学齢別人口 0歳～5歳 A     | 1,271人 | 1,135人    | 1,079人 | 1,027人 | 892人   | 794人 | 6,198人 |
|                   | 2,214人 |           | 2,713人 |        |        |      |        |
| 保育所等入所者数 B        | 220人   | 781人      |        |        | 1,007人 |      | 2,008人 |
| 待機児童数 C           | 20人    | 106人      |        |        | 26人    |      | 152人   |
| 小計 D(B+C) :入所希望者数 | 240人   | 887人      |        |        | 1,033人 |      | 2,160人 |
| 保育ニーズ率 D/A        | 18.9%  | 40.1%     |        |        | 38.1%  |      | 34.8%  |
| 幼稚園入園者数 E         | —      | —         | —      |        | 1,400人 |      |        |
| 入園率 E/A           | —      | —         | —      |        | 51.6%  |      |        |

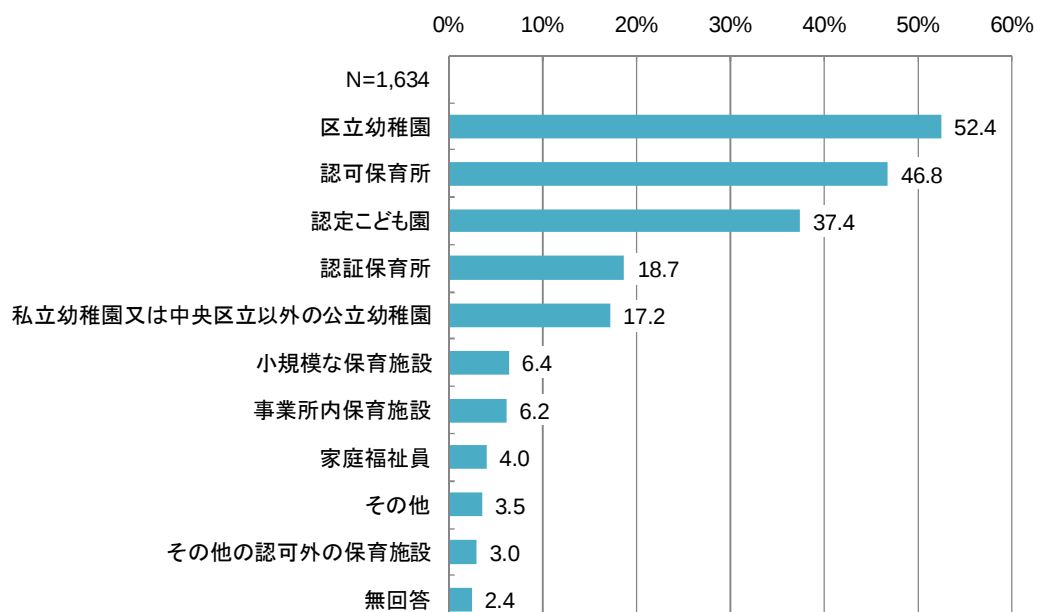
| 平成26年度            |        | 各年度4月1日現在 |        |        |        |        |        |
|-------------------|--------|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 学 齢               | 0歳     | 1歳        | 2歳     | 3歳     | 4歳     | 5歳     | 計      |
| 学齢別人口 0歳～5歳 A     | 1,597人 | 1,435人    | 1,321人 | 1,274人 | 1,198人 | 1,058人 | 7,883人 |
|                   | 2,756人 |           | 3,530人 |        |        |        |        |
| 保育所等入所者数 B        | 323人   | 1,266人    |        |        | 1,576人 |        | 3,165人 |
| 待機児童数 C           | 46人    | 89人       |        |        | 0人     |        | 135人   |
| 小計 D(B+C) :入所希望者数 | 369人   | 1,355人    |        |        | 1,576人 |        | 3,300人 |
| 保育ニーズ率 D/A        | 23.1%  | 49.2%     |        |        | 44.6%  |        | 41.9%  |
| 幼稚園入園者数 E         | —      | —         | —      |        | 1,541人 |        |        |
| 入園率 E/A           | —      | —         | —      |        | 43.7%  |        |        |

※保育所等入所者数は、認可保育所、認証保育所、認定こども園(長時間保育)、家庭福祉員の合計

### 定期的に利用したい教育および保育施設・事業

Q 現在、利用している、利用していないにかかわらず、お子さんの平日の教育および保育の施設・事業として、「定期的に」利用したいと考える施設・事業の番号すべてに○をつけてください。

「区立幼稚園」が52.4%、次いで「認可保育所」が46.8%となっています。教育・保育を一体的に行う「認定こども園」が37.4%、続く「認証保育所」が18.7%、「私立幼稚園又は中央区立以外の公立幼稚園」が17.2%であり、教育・保育ともに同等程度のニーズがあります。



資料:平成 25 年度「中央区子ども・子育て支援新制度における利用希望把握調査」  
(就学前児童対象調査)より

### 取組の方向性

- 保育需要に応じた保育施設等の整備を促進します。また、子どもの育ちや家庭環境にあった保育サービスの提供が可能となるよう、新たに地域型保育事業を導入します。
- 育児休業後から円滑に保育施設を利用できる環境を整えていきます。
- 教育・保育施設等での事故の発生・再発を防止するための対策を講じ、児童の安全確保を図ります。

## 主な事業

### (1) 小学校・幼稚園の計画的な増改築の実施

【担当課：教育委員会庶務課】

区立幼稚園は1園を除き区立小学校に併設されており、今後5ヵ年の幼児期の学校教育・保育の需要量の見込みは増加傾向にあること、同時に年齢進行により今後学齢期を迎える児童の増加が予想されることから、小学校の増改築により保育室・教室数の確保を行います。

「教育環境の整備に関する基礎調査」（平成25年2月）において、増改築が必要となった日本橋・有馬・久松・月島第二・豊海小学校と、基礎調査以降に生じた新たな開発計画等により教室不足が見込まれる月島第三小学校の増改築を進めるにあたっては、それぞれの学校の特性に応じた特色ある整備を着実に進めていきます。

| 現況（平成25年度実績）                                                                                                                                           | 最終年度（平成31年度）目標                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・明正小学校・幼稚園改築工事</li> <li>・久松小学校・幼稚園増築工事設計業務</li> <li>・月島第二小学校・幼稚園増築工事設計業務</li> <li>・豊海小学校・幼稚園改築工事設計業務</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・明正小学校・幼稚園改築工事竣工（平成26年8月）</li> <li>・久松小学校・幼稚園増築工事竣工（平成28年3月予定）</li> <li>・月島第二小学校・幼稚園増築工事竣工（平成27年3月予定）</li> <li>・豊海小学校・幼稚園改築工事竣工（平成28年2月予定）</li> <li>・日本橋小学校等複合施設内部改修による小学校・幼稚園増設工事竣工（平成30年3月予定）</li> <li>・有馬小学校・幼稚園増築工事竣工（平成29年3月予定）</li> <li>・月島第三小学校・晴海幼稚園増築工事竣工（平成30年3月予定）</li> </ul> |



幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策 第5章 100 頁参照



明正小学校・幼稚園

## （２）保育施設の整備

【担当課：子育て支援課】

乳児人口の増加や共働き世帯の増加等により、保育所の需要が増加しているため、認可保育所を中心に保育施設の整備を進めます。

また、０～２歳児の保育需要に対し、新たに地域型保育事業を取り入れて、定員数を確保していきます。

| 現況（平成26年度実績）                                                                                     | 最終年度（平成31年度）目標                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 保育所等定員数<br>０歳：368人<br>１～２歳：1,384人<br>３～５歳：1,843人<br>※認可保育所・認定こども園・認証保育所・家庭福祉員の合計<br>（H26.10.1現在） | 保育所等定員数<br>０歳：498人<br>１～２歳：1,856人<br>３～５歳：2,508人<br>※認可保育所・認定こども園・認証保育所・地域型保育事業の合計 |



幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策 第５章 100 頁参照

## （３）地域型保育事業の導入

【担当課：子育て支援課】

認可保育所の整備を推進することに加えて、待機児童の多い０～２歳の保育ニーズに対応するため「地域型保育事業」を新たに導入します。

地域型保育事業には、家庭的な雰囲気のもとで保育を行う「家庭的保育」、定員６～１９人で家庭的保育に近い雰囲気のもとで保育を行う「小規模保育」、事業所の保育施設等で従業員の子どもと一緒に保育を行う「事業所内保育」、障害・疾患などで個別のケアが必要な場合等、保護者の自宅で１対１で保育を行う「居宅訪問型保育」の４種類があります。

また、３歳以降も保育を継続して提供できるよう、地域型保育事業利用後の受け皿の役割を担う連携施設（保育所等）の確保について取り組んでいきます。

| 現況（平成26年度実績）                                  | 最終年度（平成31年度）目標                                               |
|-----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 家庭福祉員定員数<br>０歳：６人<br>１～２歳：14人<br>（H26.10.1現在） | 特定地域型保育事業定員数<br>０歳：33人<br>１～２歳：66人<br>※家庭的保育・小規模保育・事業所内保育の合計 |

※ 定員数は「（２）保育施設の整備」の内数



幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策 第５章 100 頁参照



## 地域型保育事業

地域型保育事業は、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応できる、質が確保された保育を提供するものとして、新たに区が認可を行う保育事業です。

下表の4つの事業形態があり、さらに小規模保育事業は多様な事業からの移行を想定し、A型・B型・C型の3種類の認可基準が設定されています。保育従事者の配置に関し、本区では小規模保育B型と定員19人以下の事業所内保育所について、国の基準よりも多く保育士を配置する独自基準を設定しています。

| 事業種別              | 内 容                                                               |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 家庭的保育事業(定員5人以下)   | 保育者(保育ママ)がその自宅において、家庭的な雰囲気の中で少人数を対象にきめ細やかな保育を行う事業                 |
| 小規模保育事業(定員6人～19人) | 少人数を対象に、家庭的保育に近い雰囲気の中できめ細やかな保育を行う事業                               |
|                   | A型 保育所の分園に近いもの                                                    |
|                   | B型 A型とC型の中間的なもの(小規模な保育所で、単独で運営する形態)                               |
|                   | C型 家庭的保育のグループ型小規模保育(複数の家庭的保育者がグループとなり、借り上げた建物などで保育する形態)に近いもの      |
| 事業所内保育事業          | 事業所の保育施設などで、従業員の子どもだけでなく、地域の保育を必要とする子どもと一緒に保育を行う事業(地域枠を設定することが要件) |
| 居宅訪問型保育事業         | 障害・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行う事業                         |

認可基準(「子ども・子育て支援新制度 施設・事業者向けハンドブック」より抜粋)

| 事業類型                                                                                             | 職員数                                             | 職員資格                                             | 保育室等                                                                  | 給食                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|--------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| <br>小規模保育事業   | A型<br>保育所の配置基準+1名                               | 保育士*1                                            | 0・1歳児:<br>1人当たり3.3㎡<br>2歳児:<br>1人当たり1.98㎡                             | ●自園調理<br>(連携施設等からの搬入可)<br>●調理設備<br>●調理員*3               |
|                                                                                                  | B型<br>保育所の配置基準+1名                               | 1/2以上が保育士*1<br><small>*1保育士以外には研修を実施します。</small> |                                                                       |                                                         |
|                                                                                                  | C型<br>0～2歳児 3:1<br>(補助者を置く場合、5:2)               | 家庭的保育者*2                                         | 0～2歳児:<br>1人当たり3.3㎡                                                   |                                                         |
| <br>家庭的保育事業   | 0～2歳児 3:1<br>(家庭的保育補助者を置く場合、5:2)                | 家庭的保育者*2<br>(+家庭的保育補助者)                          | 0～2歳児:<br>1人当たり3.3㎡                                                   |                                                         |
| <br>事業所内保育事業  | 定員20名以上…保育所の基準と同様<br>定員19名以下…小規模保育事業A型、B型の基準と同様 |                                                  |                                                                       |                                                         |
| <br>居宅訪問型保育事業 | 0～2歳児 1:1                                       | 必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者      | —                                                                     | —                                                       |
| 参考                                                                                               |                                                 |                                                  |                                                                       |                                                         |
| 保育所                                                                                              | 0歳児 3:1<br>1・2歳児 6:1                            | 保育士*1                                            | 0・1歳児<br>乳児室:1人当たり1.65㎡<br>ほふく室:1人当たり3.3㎡<br>2歳児以上<br>保育室等:1人当たり1.98㎡ | ●自園調理<br><small>(市公立は外部搬入可(特区))</small><br>●調理室<br>●調理員 |

\*1 保健師又は看護師の特例を設けています。

\*2 市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識および経験を有すると市町村長が認める者とします。

\*3 家庭的保育事業の調理員については、3名以下の場合、家庭的保育補助者を置き、調理を担当することも認めます。

#### (4) 育児休業後の保育施設等の円滑な確保

【担当課:子育て支援課】

0歳児の子どもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して、育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育児休業満了時（原則1歳到達時）から円滑に保育施設を利用できるような環境を整えていく必要があります。

育児休業取得後にできる限り入所しやすくなるよう、新規で整備する認可保育所において、1歳児クラスからの定員を確保する施策を実施していきます。

| 現況（平成26年度実績）                                                           | 最終年度（平成31年度）目標                                 |
|------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 0歳児の定員を設けず、1歳児クラスからの定員確保<br>実施認可保育所: 7園<br>1歳児定員: 107人<br>(H26.10.1現在) | 新規開設の認可保育所において、空きが出る5歳児クラスの枠を活用し、1歳児の保育を実施します。 |



子ども・子育て支援に関する施策の取組 第6章 136頁参照

#### (5) 教育・保育施設等における児童の安全確保

【担当課:子育て支援課】

幼稚園や保育所、地域型保育事業等を利用する児童の安全を確保するため、事故発生防止の措置や事故発生時の対応、再発防止の取組を促進していきます。

| 現況（平成26年度実績）                                                                                                                                                     | 最終年度（平成31年度）目標                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・各施設・事業者ごとに安全確保策を策定、実施</li> <li>・事故発生時の区への速やかな報告</li> <li>・死亡事故や治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等が発生した場合、都を通じて国に報告</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・区が条例で規定する基準に基づき、事故の発生、再発を防止するための措置および事故発生時の対応・報告等の内容を施設・事業者ごとに作成</li> <li>・保育施設・事業者に対する区の支援・指導監督等の体制の構築</li> <li>・国の教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する方針に基づき、重大事故の情報公表・分析・フィードバック等の取組を推進</li> </ul> |



## 認証保育所

認証保育所は、認可保育所だけでは応えきれない大都市の多様な保育ニーズに対応できるよう、東京都が設定した独自の基準（認証基準）を満たした保育施設です。

民間企業など多様な事業者が運営し、次のような特色があります。

- ・全施設で0歳児から預かり
- ・全施設において13時間の開所を基本とする
- ・利用者と保育所の直接利用契約
- ・都独自の基準により、適切な保育水準を確保

認証保育所は新制度の給付対象とはなりませんが、利用者のニーズは高く、中央区では平成26年11月現在16カ所の認証保育所に652人の利用者が在籍しています。重要な保育施策であり、待機児童解消にも大きな役割を果たしています。

区は、運営事業者に対する運営費補助および家賃補助、利用者に対する保育料補助を行っています。



## 保育所のプールの貸し借り

夏場、敷地内で園児の水遊び場所を確保できない私立認可保育所および認証保育所のために、区立認可保育所のプール施設を利用してもらえるよう取り組んでいます。

距離的に近い区立認可保育所を「協力園」として設定し、プール利用の際の注意事項等を事前に確認のうえ、当日の園児の引率、安全確保などに留意しながら楽しく水遊びができるよう、お互いに協力しながら貸し借りをしています。

今後も私立認可保育所が増える中、限られた施設を有効活用できるよう、工夫しながら保育を行っています。



## 2 多様な子育て支援サービスの提供

### 現状と課題

地域における課題として、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てへのアドバイスや支援、協力を得ることが難しくなっていることが挙げられます。0歳児～2歳児においては在宅で保育している家庭も多いことから、家庭での子育てが孤立しないように支援していく必要があります。

中央区では、身近な地域で子育てについての相談、情報提供を行うとともに、子育て中の親子の仲間づくりなどを支援する子育て交流サロン「あかちゃん天国」を区内7カ所で展開しています。

ニーズ調査では、『あかちゃん天国』を知っている」と回答した人は約半数、「利用したことがある」と回答した人は約7割となっており、特に利用度が多いことがうかがえます。

引き続き、保護者の就労の状況にかかわらず、すべての子育てをする家庭を対象にした「あかちゃん天国」や一時預かり保育、病児・病後児保育といった子育て支援サービスの提供やファミリー・サポート・センター事業による地域における子育ての相互援助活動の推進、子育てに関するさまざまな悩みを相談できる窓口サービスの取組が必要です。

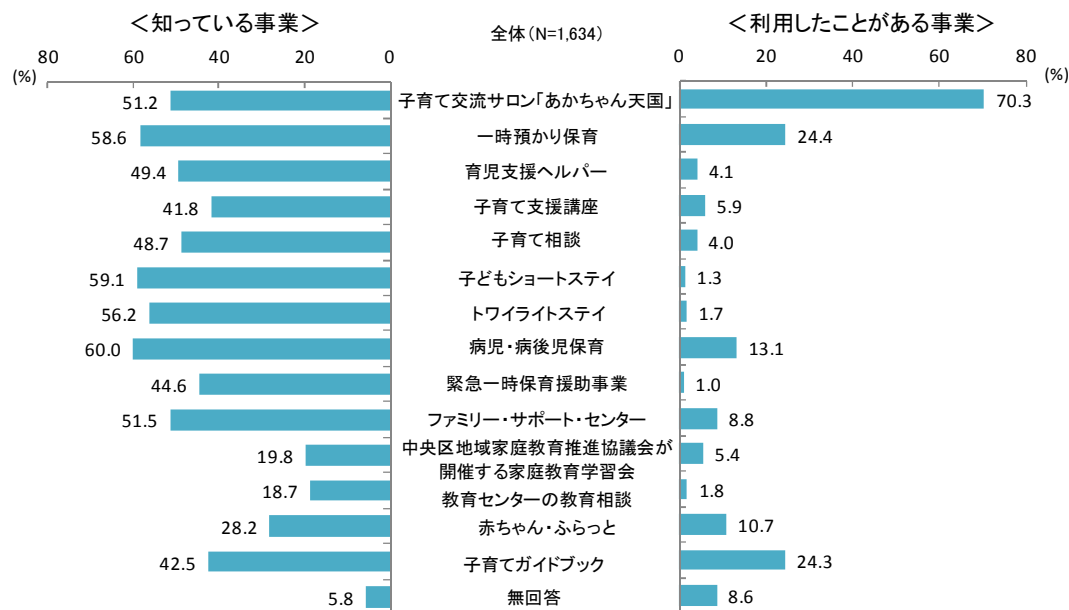
また、休日や年末年始、夜間の就業など、保護者の就労形態が多様化していることから、延長保育やトワイライトステイ（夜間保育）など多様な保育サービスが求められています。今後もニーズに見合った子育て支援サービスを提供していく必要があります。

### 地域の子育て支援事業の認知度・利用度

〔Q 下記の事業で知っているものや、これまでに利用したことがあるものに○をつけてください。〕

知っている事業は、「病児・病後児保育」が最も多く60.0%、次いで「子どもショートステイ」が59.1%、「一時預かり保育」が58.6%となっており、概ねの子育て支援サービスの認知度は40～50%台となっています。

利用したことがある事業は、「あかちゃん天国」が最も多く70.3%となっており、「一時預かり保育」については24.4%と4人に1人程度の利用度となっています。



※複数回答につき各回答の比率の合計は100%にならない。

資料：平成25年度「中央区子ども・子育て支援新制度における利用希望把握調査」（就学前児童対象調査）より

## 取組の方向性

- 今後も時間外保育やトワイライトステイなど多様な保育ニーズに応じたサービスの充実を図ります。また、保育サービスを充実するにあたっては、量的な側面のみではなく、子どもの育ちにとって最もよい方法は何か、どのような保育が求められているか、といった視点からサービス内容等の質的な側面に配慮した事業を展開します。
- 育児の孤立化による育児負担感や不安感を解消するため、身近な地域で気軽に利用できる子育て交流サロン「あかちゃん天国」や「乳幼児クラブ」といった事業を提供します。

## 主な事業

### (1) 利用者支援に関する事業（利用者支援事業）

【担当課：子育て支援課】

子どもおよびその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

| 現況（平成25年度実績）                            | 最終年度（平成31年度）目標                                                  |
|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 認可保育所入所申込受付<br>: 1,462件                 | ＜保育所申込等に関する相談体制＞<br>区役所窓口：1カ所<br>その他（出張相談）<br>：特別出張所・保健所・保健センター |
| 地域子育て支援拠点事業（子育て交流サロン「あかちゃん天国」）での相談：738件 | ＜地域子育て支援拠点事業（子育て交流サロン「あかちゃん天国」）＞<br>実施箇所：7カ所                    |



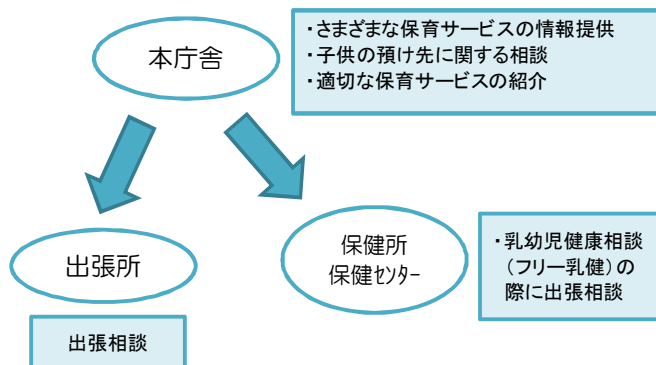
地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 第5章 113 頁参照



### 利用者支援事業

就労形態の多様化等により、認可保育所をはじめとする保育サービス等について、保護者からさまざまな質問が寄せられています。

認可保育所、認証保育所、一時預かり保育等さまざまな保育サービスについての情報提供、子どもの預け先に関する相談、適切な保育サービスの紹介を行うため、相談員を配置し、出張相談を行います。



## (2) 時間外保育事業（延長保育事業）

【担当課：子育て支援課】

認可保育所や認定こども園等の定期的な教育・保育の事業において、通常保育の時間外の保育ニーズに対応するため、通常保育の前後の時間に、延長して保育を行います。

| 現況（平成26年度実績）                                                                             | 最終年度（平成31年度）目標                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 延長保育利用定員：452人<br>区立スポット固定枠定員：48人<br>月極延長保育実利用者：223人<br>認証保育所19時以降契約者：99人<br>(H26.10.1現在) | 延長保育利用定員：692人<br>区立スポット固定枠定員：48人<br>認証保育所枠：119人<br><br>[確保方策より] |



[地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 第5章 114 頁参照](#)

## (3) 幼稚園預かり保育

【担当課：教育委員会学務課】

幼稚園教育時間の終了後、引き続き保育を希望する保護者のニーズに応えるため、区立幼稚園3園において預かり保育を実施します。

| 現況（平成25年度実績）                                                         | 最終年度（平成31年度）目標                                        |
|----------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 実施園数：3園<br>登録利用定員：90人<br>年間利用件数：12,718件<br>※利用定員、利用件数ともに登録利用と一時利用の合計 | 実施園数：3園<br>利用定員：90人<br>年間受入人数：21,600人<br><br>[確保方策より] |



[地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 第5章 118 頁参照](#)

## (4) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

＜再掲 53 頁参照＞

【担当課：子ども家庭支援センター】

放課後帰宅しても保護者が就労等により家庭にいない児童のために、適切な遊びや生活の場を提供して、その健全育成を図る事業です。平日の放課後の他、土曜日、夏休み等の長期休業中に実施します。



[地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 第5章 115 頁参照](#)

## (5) 放課後子供教室（子どもの居場所「プレディ」）

&lt;再掲 53 頁参照&gt;

【担当課：教育委員会庶務課】

子どもたちの健全育成を図るため、保護者の就労にかかわらず、放課後や土曜日などに学校施設内で児童が安全に安心して過ごせる「子どもの居場所」を確保するための事業です。


[地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 第5章 116 頁参照](#)

## (6) 子育て短期支援事業（子どもショートステイ）

【担当課：子ども家庭支援センター】

保護者が疾病等により子どもの養育が困難になった場合の保育ニーズに応えるため、宿泊により短期間子どもを預かります。

| 現況（平成25年度実績）                                                                                        | 最終年度（平成31年度）目標                                                                          |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| <定員数><br>養護施設：1人<br>乳児院：1人<br>協力家庭：4人<br><延利用宿泊日数><br>総日数：42日<br>（内訳）養護施設：24日<br>乳児院：15日<br>協力家庭：3日 | <定員数><br>養護施設：1人<br>乳児院：1人<br>協力家庭：4人<br><年間利用定員延べ人日(受入最大枠)><br>2,190人日<br><br>[確保方策より] |


[地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 第5章 117 頁参照](#)

## (7) 一時預かり保育、トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センター事業

【主な担当課：子ども家庭支援センター】

## ■ 一時預かり保育

【担当課：子ども家庭支援センター・子育て支援課】

保護者の育児疲れや休日・年末年始の就業、冠婚葬祭等の理由により家庭での保育が一時的に困難となった場合の保育ニーズに応えるため、日中、保育所その他の場所において一時的に子どもを預かります。

| 現況（平成25年度実績）                                           | 最終年度（平成31年度）目標                                                                  |
|--------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| <一時保育(4施設)><br>延利用人数：10,890人<br><認証保育所枠><br>延利用人数：496人 | <一時預かり(4施設)><br>延利用人数(受入最大枠)<br>: 32,702人<br><認証保育所枠><br>延利用人数：500人<br>[確保方策より] |

## ■トワイライトステイ

【担当課：子ども家庭支援センター】

保護者が就労等により帰宅が夜間になる場合の保育ニーズに応えるため、一時的に子どもを預かります。

| 現況（平成25年度実績）                                                             | 最終年度（平成31年度）目標                                       |
|--------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| <トワイライトステイ（2施設）><br>延利用人数：686人<br>（内訳）幼児室（延利用人数）：482人<br>児童室（延利用人数）：204人 | <トワイライトステイ（2施設）><br>延利用人数（受入最大枠）：10,350人<br>[確保方策より] |

## ■ファミリー・サポート・センター事業

【担当課：子ども家庭支援センター  
事業委託：中央区社福祉協議会】

依頼会員と提供会員による会員組織を設置し、保育所への送迎や一時的な保育など地域において会員同士が子育てを相互に援助する事業です。生後 57 日目から小学校 4 年生（軽度の障害を有する場合は小学校 6 年生まで）の子どもを対象に実施していますが、平成 27 年度から小学校 6 年生までに拡大します。

| 現況（平成25年度実績）                                                                 | 最終年度（平成31年度）目標                                  |
|------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 提供会員数：236人<br>両方会員数：182人<br>活動件数：4,464件<br><small>※活動件数は就学前・就学後児童の合算</small> | 引き続き、地域における育児の相互援助活動を推進し、子育て家庭の多様なニーズへの対応を図ります。 |



地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 第5章 119 頁参照



## ファミリー・サポート・センター

子育ての援助を受けたい方と子育ての援助を行いたい方が会員になり、「できるときにできることをできる範囲で」を合言葉に、お互いに助け合いながら地域で子育てをするしくみです。

ファミリー・サポート・センターは、地域の皆さんの温かな気持ちと子どもたちの笑顔をつなぐお手伝いをします。



## (8) 地域子育て支援拠点事業（子育て交流サロン「あかちゃん天国」）

【担当課：子ども家庭支援センター】

子育て中の親子や妊娠している方が気軽に集い、子育ての不安や悩みを解消できるようにするため、地域の身近な場所で、交流や仲間づくり、育児相談等を行う事業です。子ども家庭支援センターおよび区立児童館で実施します。

| 現況（平成26年度実績）                                      | 最終年度（平成31年度）目標                           |
|---------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 拠点数：7カ所（H26.10.1現在）<br>平成25年度延利用人数実績<br>：112,552人 | 拠点数：7カ所<br>延利用人数見込：129,551人<br>[量の見込みより] |



地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 第5章 123 頁参照

## ■ 親子講座（子育て講座、絵本の読み聞かせ等）の開催

あかちゃん天国では、親子で参加する子育て講座や絵本の読み聞かせ等の行事を開催しています。

| 現況（平成25年度実績）                            | 最終年度（平成31年度）目標                                                 |
|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 子育て講座実施回数：54回<br>絵本の読み聞かせ等行事回数<br>：145回 | 引き続き、身近な地域の親子の交流の場として、子育て講座や絵本の読み聞かせ等の行事を開催して、子育て家庭の支援に取り組みます。 |



## 赤ちゃんふらっと

赤ちゃん・ふらっとは、乳幼児のお子さんを連れた方が安心して外出できるよう整備された、おむつ替えや授乳などが行えるスペースの愛称です。区内ではデパートなどの店舗や区立施設など17カ所で設置しています。（平成26年10月現在）

赤ちゃん・ふらっととして東京都へ届出をしている施設については、入口などに適合証を掲示していますので、お気軽にご利用ください。

都内の届出施設の一覧は、とうきょう子育てスイッチのホームページをご覧ください。

【とうきょう子育てスイッチ】

<http://tokyo.kosodateswitch.jp/app/locations/>


#### (9) 児童館運営 <再掲 55 頁参照>

【担当課:子ども家庭支援センター】

区内の 18 歳未満の児童に健全な遊び場を提供し、健康の増進と豊かな情操を育てることを目的として、区内 8 カ所に児童館を設置しています。

児童を対象としたさまざまな行事を実施するほか、あかちゃん天国、乳幼児クラブ、学童クラブなどの事業を行うとともに保護者の子育てに関する相談や児童からの相談を受けています。

##### ■乳幼児クラブ

児童館において、0 歳児から 2 歳児までの子どもを持つ親子を対象に、さまざまな遊びや季節感を取り入れた行事を通して、親子の絆や地域の親同士・子ども同士の交流を深め、子育てを支援する「乳幼児クラブ」を実施しています。

| 現況（平成25年度実績）                        | 最終年度（平成31年度）目標                         |
|-------------------------------------|----------------------------------------|
| 乳幼児クラブ登録者数:1,650人<br>延べ出席者数:45,325人 | 引き続き行事や遊びを通じて地域の親子の交流を図り、子育てを支援していきます。 |

#### (10) 育児支援ヘルパー

【担当課:子ども家庭支援センター】

妊娠中または出産後 6 カ月以内に育児や家事の支援を必要としている家庭に、区と契約した事業者から育児支援ヘルパーを派遣し、保護者の子育ての負担を軽減します。

| 現況（平成25年度実績）                | 最終年度（平成31年度）目標                                      |
|-----------------------------|-----------------------------------------------------|
| 育児ヘルパー利用人数:93人<br>利用日数:745日 | 引き続き育児ヘルパーの派遣により、保護者の負担を軽減し、家庭における安定した子育てを支援していきます。 |

#### (11) 緊急一時保育援助事業

【担当課:子ども家庭支援センター】

保護者の入院等の理由により、家庭での保育が一時的に困難になった場合に、区と契約した事業者から保育員（ベビーシッター）を派遣します。

| 現況（平成25年度実績）             | 最終年度（平成31年度）目標         |
|--------------------------|------------------------|
| 緊急一時保育利用人数:1人<br>利用日数:7日 | 引き続き緊急時の育児支援を実施していきます。 |

## (12) 病児・病後児保育

【担当課:子ども家庭支援センター】

入院加療の必要のない病中または病気回復期の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、医療機関や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

| 現況（平成25年度実績）                    | 最終年度（平成31年度）目標                                 |
|---------------------------------|------------------------------------------------|
| ＜病児・病後児保育（3施設）＞<br>延利用人数:1,866人 | ＜病児・病後児保育（3施設）＞<br>延利用人数見込:3,004人<br>[量の見込みより] |



地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 第5章 124 頁参照

## (13) 多様な主体の参入促進事業

【担当課:子育て支援課】

保育所等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や多様な事業者の能力を活用した保育所等の設置・運営を促進するための事業です。

本区では平成 20 年度より民間企業（株式会社）が運営する私立認可保育所の開設支援を開始し、現在までに社会福祉法人、学校法人の運営園を含む 15 園の整備を進め、待機児童解消に努めています。

また、担当課に保育士経験を持つ職員を配置するなど、保育所や地域型保育事業の新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、実地支援、相談・助言等を行う体制を整えることを検討します。

| 現況（平成26年度実績）                                                               | 最終年度（平成31年度）目標                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 私立認可保育所数:15園<br>【運営主体】<br>社会福祉法人 2園<br>学校法人 1園<br>株式会社 12園<br>(H26.10.1現在) | 引き続き、私立認可保育所等の開設支援に努めるとともに、小規模保育事業等の地域型保育事業の導入を促進していきます。<br>また、新規参入事業者への指導・監督・助言等を行う体制づくりを推進していきます。 |

#### (14) 子どもと子育て家庭の総合相談、相談員による児童館巡回相談

【担当課：子ども家庭支援センター】

「子ども家庭支援センター（きらら中央）」において、保健・心理・福祉などの相談員による「子どもと子育て家庭の総合相談」を実施し、個別に適切な支援を行います。また、悩みや問題をより身近なところで相談できるように、地域の児童館への巡回相談を実施しています。

| 現況（平成25年度実績）                                                                                                    | 最終年度（平成31年度）目標                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| ＜新規相談件数（計337件）＞<br>虐待など養護相談：152件<br>育児など育成相談：152件<br>その他：33件<br>＜児童館巡回相談＞<br>児童館：8カ所<br>巡回相談延べ：89回<br>相談件数：119件 | 子どもと子育て家庭を支援し、子どもたちが健やかに成長できるようサポートする体制を引き続き充実させていきます。 |

#### (15) 教育相談・子ども電話相談

【担当課：教育委員会事務局指導室】

「教育センター」において、専任教育相談員（臨床心理士）による、しつけや不登校等の教育全般に関する相談を実施します。

このほか、小学校、幼稚園等へ専任教育相談員を派遣し、教育全般に関する相談を行います。

| 現況（平成25年度実績）                                               | 最終年度（平成31年度）目標          |
|------------------------------------------------------------|-------------------------|
| ＜来所相談＞<br>ケース件数：261件<br>延べ件数：2,559件<br>＜電話相談＞<br>相談件数：111件 | 引き続き教育相談・子ども電話相談を実施します。 |



児童館活動 茶道

### 3 専門的知識・技術を要する支援

#### 現状と課題

##### <児童虐待防止対策>

近年、地域コミュニティの基礎である近隣関係の希薄化が進み、保護者の孤立化が進んでいるとともに、虐待などの家庭の問題が表面化しにくくなっています。

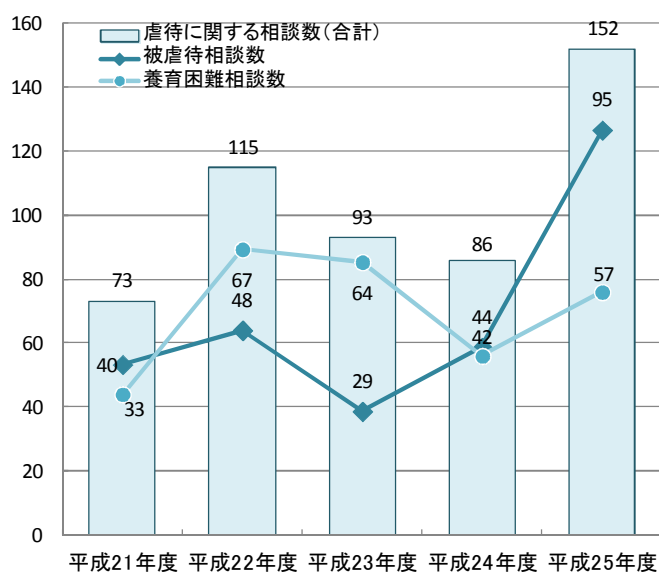
中央区では、児童虐待の早期発見・早期対応のために「子どもほっとライン」を設置し、あらゆる相談に応じてきました。その後、虐待相談を含む18歳未満の子どもと子育て家庭に関する児童相談の中核機関として、平成19年9月に「中央区立子ども家庭支援センター(きらら中央)」を開設しました。子ども家庭支援センターにおける平成21年度と平成25年度の養護相談件数を比較すると、5年間で約2倍に増加しています。相談内容としては身体的虐待が最も多く、次いで心理的虐待やネグレクトとなっています。相談件数は増えていますが、虐待と特定できる件数は横ばいとなっています。こうした、養護相談以外の相談にも大きな問題が隠れている場合もあることから、すべての相談に慎重に対応しています。

なお、児童虐待の早期発見や要保護児童等に対する支援として、また、児童虐待の早期発見や要保護児童に対する支援として、子ども家庭支援センターを調整機関とする「中央区要保護児童対策地域協議会」を設置しています。

引き続き、子ども家庭支援センターを核に、関係機関と連携を深め、ネットワーク強化を図るとともに、相談窓口の周知や啓発活動を積極的に実施し、児童虐待防止に向けた地域社会の意識づくりが必要です。

#### 養護相談の新規受件件数

平成21年度と平成25年度を比較すると約2倍の新規受件件数となっています。相談内容としては身体的虐待が最も多く、次いで心理的虐待やネグレクトとなっています。



| 内容    |                  | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|-------|------------------|------|------|------|------|------|
| 被虐待相談 | 身体的虐待            | 16   | 8    | 12   | 16   | 20   |
|       | 性的虐待             | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
|       | 心理的虐待            | 8    | 12   | 8    | 11   | 8    |
|       | ネグレクト(養育の放棄又は怠慢) | 6    | 11   | 2    | 2    | 8    |
|       | 特定不可・虐待非該当       | 10   | 17   | 7    | 15   | 59   |
| 小計    |                  | 40   | 48   | 29   | 44   | 95   |
| 養育困難  |                  | 33   | 67   | 64   | 42   | 57   |
| 合 計   |                  | 73   | 115  | 93   | 86   | 152  |

資料:子ども家庭支援センター

## ＜ひとり親家庭の自立支援の推進＞

ひとり親家庭では、悩みを相談する相手が身近にいない、ひとりで生計を担うことへの不安が大きい、病気時に看護する人がいないなど、日常生活においてさまざまな悩みを抱えています。平成25年度の「中央区ひとり親家庭実態調査」では、保護者の雇用形態としてパート・アルバイトなどの非正規雇用の割合が4割以上となっており、また、生活に関する悩みについても「生活費に関すること」が約6割、「教育費に関すること」が約5割と費用に関することが多く、安定した生活を送るための支援をする必要があります。

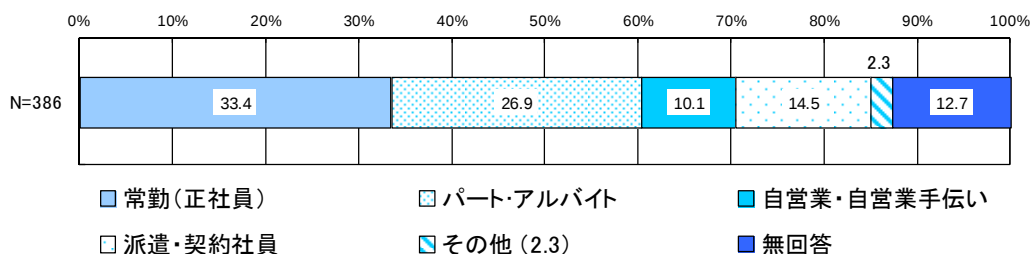
中央区では、ひとり親家庭が精神的・経済的に自立した生活を営めるよう、就労につながる各種行政サービス等を総合的に案内できる体制を整備するほか、就労と経済的自立のため「自立支援教育訓練給付金」および「高等職業訓練促進給付金」による主体的な能力開発や資格取得への支援を行っています。これまでの経済的な自立に向けた支援や、悩みを相談しやすい体制、リフレッシュのための支援等、きめ細かいサービスの充実を今後も図る必要があります。

また、平成26年10月に「母子及び寡婦福祉法」が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正されたことに伴い、父子家庭に対しても拡充して支援を行っていきます。

### ひとり親家庭の保護者の雇用形態

〔 Q あなたのお仕事は次のどれにあたりますか。(○は1つだけ) 〕

「常勤（正社員）」が33.4%と最も多く、次いで「パート・アルバイト」で26.9%、「派遣・契約社員」で14.5%となっています。

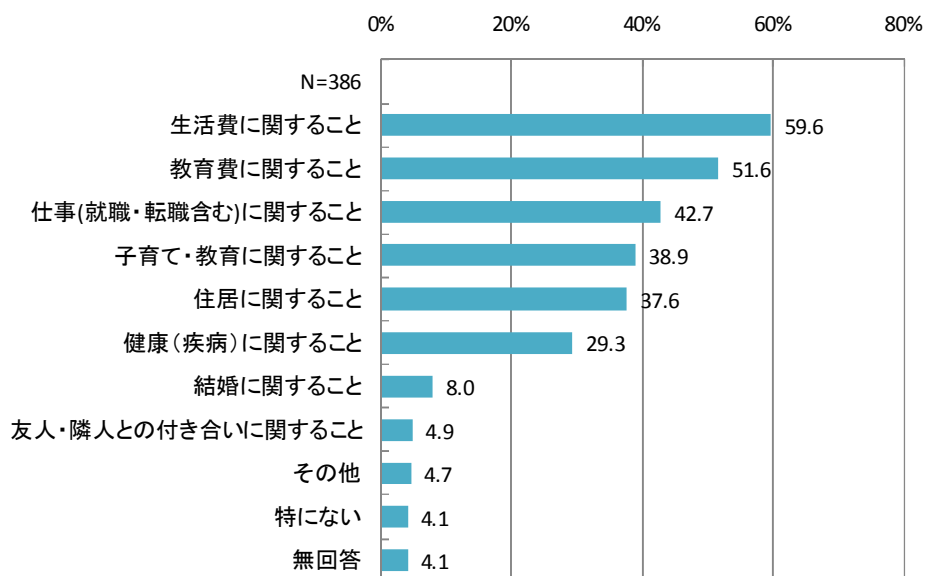


資料:平成 25 年度「中央区ひとり親家庭実態調査調査」より

### ひとり親家庭の生活に関する悩みについて

〔Q 今、あなたが悩んでいることは、どんなことについてですか。(〇はいくつでも)〕

「生活費に関すること」が59.6%と最も多く、次いで「教育費に関すること」で51.6%、「仕事（就職・転職含む）に関すること」で42.7%となっています。



※複数回答につき各回答の比率の合計は 100%にならない。  
資料：平成 25 年度「中央区ひとり親家庭実態調査調査」より

### ＜障害児施策＞

児童福祉法等の改正により、LD（学習障害）、AD／HD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症などの発達障害が障害福祉サービスの対象に含まれることが明確化されたことを踏まえ、障害者福祉分野における支援の充実が求められています。

また、区では、子どもの育ちに関する相談や支援が増加傾向にある中、「障害のあるなしにかかわらず育ちに支援を必要とする子ども」に対し、保健・福祉・教育等の各所管課の事業等によって、それぞれ個別に支援を行っていますが、共通の情報をもとに、ライフステージに応じた切れ目のない支援と各段階における関係機関の連携（縦横の連携）ができていない状況があります。

このため、関係機関が連携して、育ちの支援を必要とする子どもの早期発見・早期支援に繋げるとともに、就学前、学齢期から就労までライフステージに応じた一貫とした支援を行う見守り体制を整備する必要があります。

## 取組の方向性

- 子どもと子育て家庭を支援する総合的なネットワーク強化に向けた取組を行うとともに、相談窓口の周知や啓発活動を積極的に実施し、児童虐待防止に向けた地域社会の意識づくりを行っていきます。
- 母子家庭はもとより、父子家庭における支援についても拡充し、ひとり親家庭が精神的・経済的に自立した生活を営めるよう、きめ細やかなサービスの提供を行っていきます。
- 保健・福祉・教育が連携し、育ちに支援を必要とする子どもが、地域で安心して学び成長していけるよう就学前、学齢期および将来の社会生活までライフステージに応じた切れ目のない支援を行っていきます。
- 特別な支援を必要とする児童・生徒が、一人ひとりの個性や能力を最大限に発揮し、社会において自立・参加できるよう、一人ひとりの教育的ニーズに対応した適切な指導および支援を行っていきます。（「特別支援教育体制の充実」より再掲）

## 主な事業

### （１）児童虐待防止対策

#### 【担当課：子ども家庭支援センター】

児童虐待の早期発見・早期対応のために「子どもほっとライン」を設置するとともに、区民や関係機関に対して、児童虐待防止に向けたパンフレットやリーフレットを配布するなど、児童虐待防止に向けた普及啓発に取り組んできました。これらのPRをさらに強化していきます。

また、要保護児童等に対し、より迅速できめ細やかな支援を行うため、平成19年12月から子ども家庭支援センターを調整機関とする「中央区要保護児童対策地域協議会」を設置しています。協議会の運営を行う中で児童虐待の根絶を目指し、さらに地域や関係機関との連携を強化していきます。

#### ■養育支援訪問事業

虐待の未然防止に向けた取組として、特に母子保健サービス（母親学級や新生児訪問事業、乳幼児健診等）を実施する保健所・保健センター等と連携し、特定妊婦や子育てに強い不安を抱える家庭、虐待のおそれやリスクを抱えて特に支援が必要な家庭に対して訪問により指導や助言を行う「養育支援訪問事業」を実施します。

#### ■要保護児童対策地域協議会

子ども家庭支援センターや保健所、学校、警察など区内関係機関、東京都児童相談センター、民生・児童委員協議会等を構成員とし、代表者会議や実務者会議、個別ケース検討会議、関係者向け講演会を開催するほか、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るために啓発活動（キャンペーン）を行います。

## ■児童虐待情報専用電話「子どもほっとライン」

【担当課：子ども家庭支援センター】

子ども家庭支援センターに児童虐待情報専用電話（愛称名：子どもほっとライン）を設置し、要保護児童の早期発見等、児童虐待についての情報を集約します。

| 現況（平成25年度実績）                                          | 最終年度（平成31年度）目標                               |
|-------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 被虐待（心理）：1件<br>被虐待（ネグレクト）：1件<br>虐待非該当・特定不可：10件<br>計12件 | 引き続き、児童虐待防止の広報・啓発活動から「子どもほっとライン」の周知を図っていきます。 |



子ども・子育て支援に関する施策の取組 第6章 139 頁参照



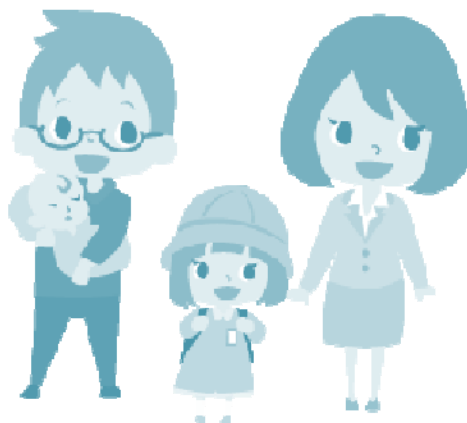
## オレンジリボン

「オレンジリボン運動」は、児童虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、児童虐待をなくすことを呼びかける市民運動です。NPO 法人児童虐待防止全国ネットワークが総合窓口となり、全国的に活動を展開しています。オレンジ色は子どもたちの明るい未来を表しています。

厚生労働省では、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、集中的な広報・啓発を行い、地方自治体、NPO法人だけでなく、民間企業やスポーツ団体等の協力も得ながら、さまざまな児童虐待防止普及啓発のためのキャンペーンイベントの展開を促しています。一人でも多くの方々に「児童虐待防止」に関心を持ってもらい、子供たちの笑顔を守るために一人ひとりに何が出来るのかを呼びかけていく活動が「オレンジリボンキャンペーン」です。



オレンジリボン



## (2) ひとり親家庭の自立支援の推進

【担当課：子育て支援課】

ひとり親家庭が精神的・経済的に自立した生活を営めるよう、自立を目指すすべてのひとり親に対してハローワークなど関係機関との連携を図り、就労につながる各種行政サービス等を総合的に案内できる体制を整備するほか、就労と経済的自立のため「自立支援教育訓練給付金」および「高等職業訓練促進給付金」による主体的な能力開発や資格取得への支援を引き続き行っています。

また、就職活動や急病等のため一時的に家事等の日常生活に支障が生じている場合に、ホームヘルパーを派遣する「ひとり親家庭ホームヘルプサービス」や、母子自立支援員による相談や指導・助言を行うほか、親子で楽しめる親子観劇会の開催やレクリエーション施設の優待など、さまざまなニーズに対応し、ひとり親家庭の自立を促進する支援を実施していきます。

なお、法改正や父子福祉資金制度の創設等、国における父子家庭に対する支援の拡充を受け、本区においても関連する規程を整備し、父子家庭における支援を行います。

### ■ひとり親家庭相談・女性相談

【担当課：子育て支援課】

ひとり親家庭の自立に必要な相談や指導・助言を行います。女性相談では、保護を要する女性の発見に努め、各種の相談・指導や一時保護を行うなど、女性の保護更生を図っています。

| 現況（平成25年度実績）              | 最終年度（平成31年度）目標 |
|---------------------------|----------------|
| ひとり親家庭相談：572件<br>女性相談：80件 | 引き続き相談を実施します。  |



[子ども・子育て支援に関する施策の取組 第6章 143 頁参照](#)

## (3) 障害児施策

【担当課：障害者福祉課】

障害児支援は個々のニーズに応じた丁寧な支援が必要であるという認識に立ち、一人ひとりの個性と能力に応じた支援を行うことができる体制を作っていく必要があります。

このため、地域の障害者支援の中核的な拠点となる子ども発達支援センターを整備し、相談支援機能を強化するとともに、保健・福祉（障害者福祉、保育）、教育が連携して、障害の早期発見・早期支援に努めて、障害児が地域で安心して学び成長していけるようライフステージに応じた切れ目のない一貫とした支援体制を構築していきます。



[子ども・子育て支援に関する施策の取組 第6章 148 頁参照](#)

## ■子ども発達支援事業

【担当課：福祉センター】

高校生以下の心身の発達に関するさまざまな相談を受け、必要な検査・評価を行い、その成長過程に合わせ、適切な相談・指導を行っています。

| 現況（平成25年度実績）                                                                | 最終年度（平成31年度）目標                                                              |
|-----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| こどもの発達相談件数：4,718件<br>相談利用者が増加しています。また、個々の相談内容が複雑になっているため、各関係機関との連携を強化しています。 | 子ども発達支援センターが中心となり、発達障害を含む障害児とその家族に対して、就学前・学齢期および将来の社会生活に向けての一貫した相談支援を実施します。 |

### （４）特別支援教育の充実 ＜再掲 50 頁参照＞

【担当課：教育委員会指導室】

発達障害に対する理解が社会的に進んでいること、人口増に伴い特別な支援を必要とする児童・生徒も増加傾向にあることから、今後も多種多様な教育的ニーズに対応できる体制づくりを進めます。

また、障害のある子どもとその保護者に限ることなく、すべての児童・生徒やその保護者、学校の教職員、関係機関、さらには地域全体が障害や特別支援教育について、正しい理解と認識を深めることが必要不可欠です。そのために医療・保健・福祉・教育・労働等の各機関が緊密な連携を図り、生涯学習や交流、共同学習等を通じて障害に対する理解啓発や協力できる体制を推進していきます。



子ども・子育て支援に関連する施策の取組 第6章 152 頁参照



保育所地域交流 福祉センターとの交流会

## 4 子育て世帯への経済的支援

### 現状と課題

子どもを産み育てたいと思う男女が理想とする子どもの数と、実際の子どもの数には差がある場合が多く、その一因が教育や医療にかかる費用などの経済的な負担感にあるといわれています。特に子どもが小さい間は、親も若く世帯の収入も比較的少ないことから、子育て世帯への経済的支援が必要とされています。

中央区では、乳幼児の健全な育成および保健の向上に寄与することを目的に平成5年から乳幼児の医療費の一部の助成を実施し、段階的に対象年齢を広げてきました。平成19年以降は中学校修了までのすべての子どもの通院・入院における保険診療自己負担分について助成を行っています。また、認証保育所は、認可施設と比べ保育料が高いことから、認証保育所を利用する方に対し、保育料の一部補助を行っています。

今後も、子育て世帯における経済的負担を軽減し、安心して子育てが行えるよう、支援を実施していくことが求められています。

### 子どもの医療費助成の推移

子どもの人口の増加に伴い、年々、件数・助成金額ともに増加しています。

| 年次     | 平成21年   | 平成22年   | 平成23年   | 平成24年   | 平成25年   | 平成26年8月末 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|----------|
| 受診件数   | 209,603 | 232,314 | 242,643 | 266,160 | 275,572 | 123,044  |
| 医療証交付数 | 13,222  | 14,001  | 14,400  | 15,085  | 15,258  | 16,107   |

資料：子育て支援課

### 取組の方向性

- 安心して子育てが行えるよう、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

## 主な事業

### (1) 子どもの医療費助成

【担当課：子育て支援課】

中学校3年生までの子どもにかかる医療費の一部負担金（保険診療の自己負担分）を助成します。

| 現況（平成25年度実績）                                                                                | 最終年度（平成31年度）目標            |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| <医療証発行対象者数><br>乳幼児医療証：8,962人<br>子ども医療証：7,032人<br><助成件数><br>乳幼児医療：174,977件<br>子ども医療：100,587件 | 引き続き中学校3年生までの医療費助成を実施します。 |

### (2) 認証保育所保育料補助

【担当課：子育て支援課】

認証保育所に子どもを預けている保護者の経済的負担を軽減するため、保育料の一部を補助します。認可施設との差額補助の上限額を5万円とし、負担する月額保育料の認可施設との差額が概ね1万円以内となるように補助金額を設定します。

| 現況（平成25年度実績）    | 最終年度（平成31年度）目標           |
|-----------------|--------------------------|
| 保育料補助件数：延7,989件 | 引き続き認証保育所保育料の一部補助を実施します。 |

### (3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【担当課：子育て支援課】

保護者の世帯所得等の状況その他の事情を勘案して、保育所等に保護者が支払うべき日用品や文房具などの物品購入費や行事への参加費などを助成する事業です。

実施に向けて検討を進めます。

## 地域の中で、家庭の子育て力を高めていけるよう応援します

### 1 地域における家庭教育の推進

#### 現状と課題

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、子どもが基本的な生活習慣や他人に対する思いやり、社会的なルール、自己肯定感や自立心など、基礎的な資質や能力を育成する上で非常に重要な役割を担っています。子ども・子育て支援法でも、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有していること、さらに家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における構成員が相互に協力して子育て支援を行うことを規定しています。

近年、核家族化により、家庭の中で子育ての知識を得る機会が少なくなり、育児の不安やストレスを抱え、地域で孤立している親や子育てに無関心な親などが増加しているといわれています。加えて、共働き家庭の増加など親が子どもの教育に十分な時間を持ってない状況や、母親の育児負担が大きく、父親が育児に参加する機会が少ない傾向があるといわれていることから、十分な家庭教育の環境を整えるのが難しいという課題があります。そのため、すべての親が安心して家庭での子育てや教育を行えるよう、親自身の意識啓発や、学びの場を設ける必要があります。

中央区では、地域全体で家庭教育を支えていく環境を整備するため、区と学校関係者、PTA、青少年委員、民生・児童委員等で構成する「中央区地域家庭教育推進協議会」を設置し、保護者や区民が家庭教育のあり方を考える機会の提供を行ってきました。今後もより多くの親子が参加できる学習会等の家庭教育に関する学習機会や情報の提供等を行い、地域全体で協力しながら子育て家庭を応援していく取組を推進していくことが求められています。

#### 取組の方向性

- 育児不安や負担の軽減ため、子育て家庭に対して学習の機会や情報を提供することにより、家庭の教育力の向上を図ります。
- 家庭・地域・学校・関係機関が連携し、子どもの規範意識を高めるとともに保護者の子どもを育てていく力「親力」を高め、子育てを通じて「親育ち」を促すため、保護者への支援を強化していきます。

## 主な事業

### (1) 地域家庭教育推進協議会による家庭教育に関する学習会等の開催

【担当課：文化・生涯学習課】

区と学校関係者、PTA、青少年委員、民生・児童委員等地域の家庭教育関係者で構成する「中央区地域家庭教育推進協議会」の主催で、講座や学習会等を開催し、保護者や区民が家庭教育のあり方を考える機会を提供します。また、PTAや地域で子育て支援活動をしている民間団体との共催で、家庭教育に関する学習会等を開催し、地域全体で家庭教育を支援します。

| 現況（平成25年度実績）                                                                                                 | 最終年度（平成31年度）目標                                                                         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| <協議会><br>委員:14人<br>会議:6回<br><家庭教育学習会(総計)><br>実施状況:64講座、69回<br>参加者数:3,581名<br><報告・交流会><br>実施状況:1回<br>参加者数:40名 | 引き続き地域全体で家庭教育を支援していくため、家庭教育学習会の充実に努めます。特に、父親の家庭教育参加や親力の向上、子育て不安の軽減等、重点課題をとらえた企画を推進します。 |

#### ■子育てキャンパス

乳幼児期・思春期における家庭教育の課題を取り上げた講座や、発達障害について学ぶ講座を実施します。

| 現況（平成25年度実績）                           | 最終年度（平成31年度）目標                     |
|----------------------------------------|------------------------------------|
| <子育てキャンパス><br>実施状況:3講座、5回<br>参加者数:149名 | (地域家庭教育推進協議会による家庭教育に関する学習会等の開催と同じ) |

#### ■家庭教育学習会

乳幼児期、学童期、思春期、発達障害など発達段階に応じたさまざまな課題別の子育て講座を、各幼稚園・小・中学校PTAや地域で子育て支援をしている団体と共催して開催します。

| 現況（平成25年度実績）                                       | 最終年度（平成31年度）目標                     |
|----------------------------------------------------|------------------------------------|
| <家庭教育学習会(団体との共催分)><br>実施状況:52講座、53回<br>参加者数:2,747名 | (地域家庭教育推進協議会による家庭教育に関する学習会等の開催と同じ) |

## ■入園・入学準備期等の学習会

入園・入学説明会や授業参観日などの機会をとらえて、しつけや規範意識等の重要性を啓発する家庭教育学習会を、幼稚園・小・中学校と連携して開催しています。

| 現況（平成25年度実績）                                  | 最終年度（平成31年度）目標                     |
|-----------------------------------------------|------------------------------------|
| ＜家庭教育学習会(入園・入学期)＞<br>実施状況:5講座、5回<br>参加者数:412名 | (地域家庭教育推進協議会による家庭教育に関する学習会等の開催と同じ) |

## ■父親の子育て参加促進事業（おやじの出番！）

父親の家庭教育参加促進事業として、親子で学ぶとともに、父親同士の交流を深める「おやじの出番！」を、協議会の企画および地域の団体との共催により、開催します。

| 現況（平成25年度実績）                                   | 最終年度（平成31年度）目標                     |
|------------------------------------------------|------------------------------------|
| ＜家庭教育学習会(おやじの出番！)＞<br>実施状況:4講座、6回<br>参加者数:273名 | (地域家庭教育推進協議会による家庭教育に関する学習会等の開催と同じ) |

## ■報告・交流会

家庭教育学習会を共催で実施した団体や区民に呼びかけて、今後の家庭教育の充実が図れるよう、報告・交流会を実施します。

| 現況（平成25年度実績）                      | 最終年度（平成31年度）目標                     |
|-----------------------------------|------------------------------------|
| ＜報告・交流会＞<br>実施状況:1回実施<br>参加者数:40名 | (地域家庭教育推進協議会による家庭教育に関する学習会等の開催と同じ) |



おやじの出番！ 親子木工教室

## 2 地域・社会全体で子育てを推進

### 現状と課題

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものですが、同時に、家事・育児・近隣の付き合いなども働く人々の暮らしに欠かすことのできないものであり、その充実があつてこそ、人生の生きがい、喜びは倍増します。

しかし、現実の社会には、安定した就労ができず経済的自立ができない、長時間労働の恒常化など、一人ひとりにとって自身が望む生き方が実現しにくく、仕事と生活の間で問題を抱える人も少なくありません。

育児・介護休業法では、育児・介護休業制度のほか育児や介護を行う労働者の時間外労働や深夜労働を制限する義務規定が設けられるなど、法制度上は男女の出産・子育てがしやすい労働環境づくりが進められていますが、ニーズ調査でも、母親で育児休業を「取得した」と回答した人は 39.8%だったのに対し、父親はわずか 3.4%となっており、男性の育児休業の取得状況については、女性ほどに進んでいないのが現状です。

また、平成 24 年度の「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」によると、男女がともに家事・育児・介護などに参加するために必要なことでは、「夫婦や家族間のコミュニケーションをよくはかること」をはじめ、「家事などの参加に対する男性自身の抵抗感をなくすこと」「仕事と家庭の両立に対する理解が得られやすい職場の風土づくりをすること」などが上位に挙げられています。

このようなことから、子育て世代においては、仕事と生活の調和を図り、男女がともに子育てに参加し子育ての責任を果たすとともに、地域の中で子育ての喜びを享受できるようにする必要があります。

働く保護者が子どもとともに過ごせる時間を確保し、子育てに向き合うことができるよう、区の支援のもと、企業や地域、社会全体の取組としてワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、男性の育児参加に向けた取組を進めることが重要です。

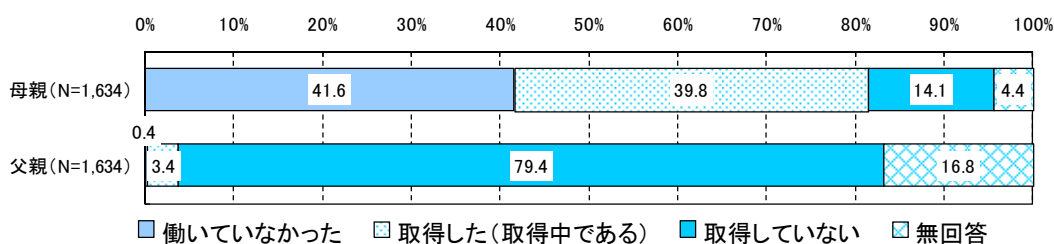
また、核家族や近隣関係の希薄化が進んでいるため、保護者の育児の不安や孤立化が進まないよう、地域の人々との交流やつながりを持ち、充実した生活を過ごせるよう支援していく必要があります。

このような行政、企業、地域の協力のもとに子育て家庭を支える社会づくりを行っていくことが重要です。

### 育児休業の取得状況

Q あて名のお子さんが生まれた時、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得しましたか。  
(母親・父親の別にあてはまるもの1つに○をつけてください)

男女ともに母親と父親の育児休業の取得状況を見ると、「取得した」が母親では39.8%となっているが、父親では3.4%と少なくなっています。

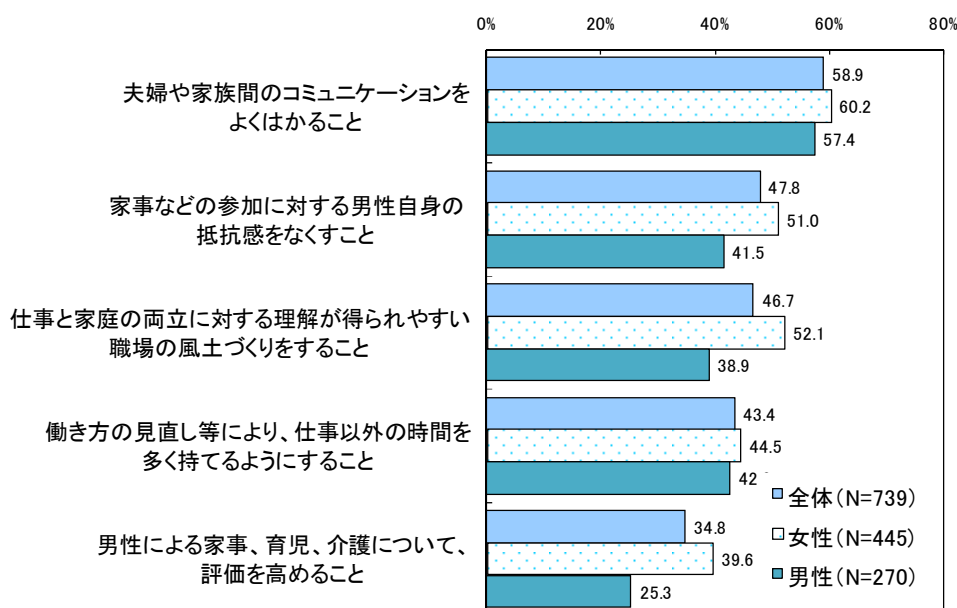


資料:平成25年度「中央区子ども・子育て支援新制度における利用希望把握調査」  
(就学前児童対象調査)より

### 男女がともに家事・育児・介護などに参加するために必要なこと

Q あなたは、男性が女性とともに家事、育児、介護などに積極的に参加していくためには、  
どのようなことが必要だと思いますか。

男女ともに「夫婦や家族間のコミュニケーションをよくはかること」が最も多くなっています。次いで男性では「働き方の見直し等により仕事以外の時間を多く持てるようにすること」、女性では「仕事と家庭の両立に対する理解が得られやすい職場の風土づくりをすること」をあげています。



資料:平成24年度「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」

### 取組の方向性

- ワーク・ライフ・バランスについては、さらに企業の理解を深め、企業に実践してもらうことが必要であるため、関心を持ってもらえるような意識啓発や講座の開催など事業内容の充実を図ります。
- 男性の育児への参加を促進し、男女が共同して子育てができる支援を推進します。
- 育児の孤立化による育児負担感や不安感の解消につながるよう、地域の人々とのつながりを深める交流事業を推進します。
- 親のみならず子どもも地域のさまざまな人たちと関わる機会を提供することにより、地域全体で子育てを推進する機運の醸成を図ります。

### 主な事業

#### (1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

【担当課：総務課】

親子で過ごす時間は、子どもの成長に大切であるとともに、親にとっても喜びであることから、子どもとともに過ごす時間を増やせるような働き方や子育てに向き合う時間を作り出せるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進していく必要があります。

引き続き、講演会等の開催、パンフレットの発行、企業に対するコンサルタント派遣や推進企業の認定などにより、事業主やそこで働く人たちや地域住民等に対してワーク・ライフ・バランスについて普及啓発を図っていきます。

また、男性向けの家事・育児についての講座や子育て世帯の方の社会参加の場の提供等を拡充し、男女共同参画の視点から子育て世帯を支援していきます。



子ども・子育て支援に関連する施策の取組 第6章 154 参照

#### (2) 育児中の保護者の社会参加応援事業

【担当課：総務課】

育児に多くの時間を費やしている保護者に対し、女性センター「ブーケ21」において、育児から離れて自分自身を見つめ、社会参加の機会と自己啓発につながる学習・交流の場を提供します。

| 現況（平成25年度実績）                               | 最終年度（平成31年度）目標                |
|--------------------------------------------|-------------------------------|
| 参加者：65人（託児件数53件）<br>開催回数：年6回<br>（奇数月第3水曜日） | 引き続き育児中の保護者の社会参加の機会の提供を実施します。 |

### (3) 子育て支援講座

【担当課：子ども家庭支援センター】

子育て中の親の親力向上と親同士の仲間づくりの機会になる講座の開催により、地域の子育てを支援します。

また、父親向けの子育て支援講座「パパ力UP講座」を開催します。

| 現況（平成25年度実績）                                                             | 最終年度（平成31年度）目標                      |
|--------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| ＜子育て支援講座＞<br>開催回数：13回<br>＜パパ力UP講座＞<br>土曜日開催。<br>父親13名、母親6名、子ども9名<br>が参加。 | 引き続き親力向上と地域組織力向上を<br>目的とした講座を実施します。 |

### (4) 母子保健教育（プレママ教室、パパママ教室）

＜再掲 43 頁参照＞

【担当課：健康推進課】

プレママ教室、働く女性のためのプレママ教室、パパママ教室など、出産準備のための講座を実施することにより、子育ての正しい知識や子どもの事故防止の普及啓発、出産・子育てに向けた仲間づくりなど、保護者の子育てする力の向上に取り組みます。

### (5) 文化のリレーの実施

＜再掲 56 頁参照＞

【担当課：文化・生涯学習課】

社会教育関係登録団体が、日頃の活動の中で培った知識や技能・文化を地域の子どもたちに伝承するとともに、地域の大人たちとの世代間交流を活発にするため、講座等を企画し、実施します。

### (6) 少年リーダー養成研修会の実施および地域におけるリーダーの育成

＜再掲 56 頁参照＞

【担当課：文化・生涯学習課】

小・中学生が将来、地域活動に参加して活躍するためのきっかけ作りとして、野外活動、レクリエーション、集団生活等を行う研修会を実施します。

また、少年リーダー養成研修会参加者によるOB会の設置等により、大学生スタッフの少年リーダー養成研修会への派遣や、子どもフェスティバル等の区の事業および地域活動への協力を推進します。

### (7) 保育所での地域交流事業

＜再掲 53 頁参照＞

【担当課：子育て支援課】

保育所の施設等を利用し、区立保育所・私立保育所の子どもたちと地域の方々が、相互の交流を深め、子どもにとってより良い環境を整備して行きます。

#### (8) ファミリー・サポート・センター事業 ＜再掲 70 頁参照＞

【担当課：子ども家庭支援センター】

依頼会員と提供会員による会員組織を設置し、保育所への送迎や一時的な保育など地域において会員同士が子育てを相互に援助する事業です。生後 57 日目から小学校 4 年生(軽度の障害を有する場合は小学校 6 年生まで)の子どもを対象に実施していますが、平成 27 年度から小学校 6 年生までに拡大します。

#### (9) 地域子育て支援拠点事業(子育て交流サロン「あかちゃん天国」) ＜再掲 71 頁参照＞

【担当課：子ども家庭支援センター】

子育て中の親子や妊娠している方が気軽に集い、子育ての不安や悩みを解消できるようにするため、地域の身近な場所で、交流や仲間づくり、育児相談等を行う事業です。子ども家庭支援センターおよび区立児童館で実施します。

#### (10) 放課後児童健全育成事業(学童クラブ) ＜再掲 53 頁参照＞

【担当課：子ども家庭支援センター】

放課後帰宅しても保護者が就労等により家庭にいない児童に対して、適切な遊びや生活の場を提供して、その健全育成を図る事業です。平日の放課後の他、土曜日、夏休み等の長期休業中に実施します。

#### (11) 放課後子供教室(子どもの居場所「プレディ」) ＜再掲 53 頁参照＞

【担当課：教育委員会庶務課】

子どもたちの健全育成を図るため、保護者の就労にかかわらず、放課後や土曜日などに学校施設内で児童が安全に安心して過ごせる「子どもの居場所」を確保するための事業を実施します。

#### (12) 児童館運営 ＜再掲 55 頁参照＞

【担当課：子ども家庭支援センター】

区内の 18 歳未満の児童に健全な遊び場を提供し、健康の増進と豊かな情操を育てることを目的として、区内 8 カ所に児童館を設置しています。

児童を対象としたさまざまな行事を実施するほか、あかちゃん天国、乳幼児クラブ、学童クラブなどの事業を行うとともに、保護者の子育てに関する相談や児童からの相談を受けています。

#### ■乳幼児クラブ ＜再掲 72 頁参照＞

児童館において、0 歳児から 2 歳児までの子どもを持つ親子を対象に、さまざまな遊びや季節感を取り入れた行事をとおして、親子の絆や地域の親同士・子ども同士の交流を深め、子育てを支援する「乳幼児クラブ」を実施します。

## ■児童館でのボランティア活動の推進

＜再掲 55 頁参照＞

児童館の行事などを、子どもの健全育成活動を行う青少年対策地区委員や民生・児童委員など各地域の方の協力により実施しています。また、あかちゃん天国で小学生等が乳幼児のお世話をするキッズボランティアを実施するなど、ボランティア活動を推進します。

## (13) 児童虐待防止対策

＜再掲 78 頁参照＞

【担当課：子ども家庭支援センター】

児童虐待の早期発見・早期対応のために「子どもほっとライン」を設置するとともに、区民や関係機関に対して、児童虐待防止に向けたパンフレットやリーフレットを配布するなど、児童虐待防止に向けた普及啓発に取り組んできました。これらのPRをさらに強化していきます。

また、要保護児童等に対し、より迅速できめ細やかな支援を行うため、平成19年12月から子ども家庭支援センターを調整機関とする「中央区要保護児童対策地域協議会」を設置しています。協議会の運営を行う中で児童虐待の根絶を目指し、さらに地域や関係機関との連携を強化していきます。



子ども・子育て支援に関する施策の取組 第6章 139 参照



## 民生・児童委員の活動

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、区民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々です。また、児童委員は民生委員が兼務し、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。一部の児童委員は、児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。

民生・児童委員はそれぞれの地域の中でさまざまな活動を行っています。地域全体で子育てを推進していくために、民生・児童委員の方々の貢献はとても大きなものとなっています。

### ＜活動事例＞

- ・子育て交流サロン「あかちゃん天国」（71 頁参照）での見守り・相談などの協力
- ・児童館（55 頁参照）のさまざまな行事への協力
- ・保健所・保健センターで行う3～4か月児健康診査（44 頁参照）への協力
- ・要保護児童対策地域協議会（78 頁参照）への構成員としての参加
- ・子どもフェスティバルでの車いす体験コーナーの実施
- ・地域家庭教育推進協議会（85 頁参照）への委員としての参加、各学習会への協力





## こども安全安心メール

区では、子どもを犯罪から守るための取組の一環として、保護者の方に地域の防犯情報等を直接配信できるシステム「こども安全安心メール」を導入しています。

これは、区が警察や地域の方から連絡のあった不審者の目撃情報等を、携帯電話やパソコンのメール機能を用いて、保護者の方に正確かつ迅速に提供するシステムです。

区内・区外の小・中学校、幼稚園および保育所等に通うお子さんの保護者の方がご利用いただけます。



### <保育所での地域交流事業>



マイホームはるみとの交流



日本の昔あそび



隅田川テラス花壇の苗植え



晴海総合高校との筍掘り

### 3 相談支援体制の整備

#### 現状と課題

子どもが成長する過程において、育児をはじめ、子どもの心身の発育・発達、学校でのいじめや不登校、学習など、保護者はさまざまな問題や悩みに直面しながら子育てをしています。このような子育てに関する不安や悩みに対して、正しい知識や十分な情報が得られるよう、情報提供や相談体制の充実を図ることが重要です。また、子ども自身が悩みを相談できるような体制を整えることも必要です。

子ども家庭支援センターにおいて、保健・心理・福祉などの相談員による「子どもと子育て家庭の総合相談」を設けるとともに、福祉センター、教育センター、保健所、区役所担当課などの各機関においても、それぞれの専門性に応じた相談を実施しています。子ども自身からの相談に関しては、教育センターで実施している教育相談において、「こども電話相談」の取組を行っています。各種相談窓口について区のホームページや子育てガイドブックに掲載するほか、こども電話相談のPRのための「ホットラインカード」を小・中学生に配布する等の取組を通じて周知に努めています。

各種相談窓口の相談件数の推移をみると、一部を除き概ね件数が増えている傾向にあり、加えて相談内容が複雑・多様化していることから、相談に応じる相談員の専門性を高めるなど、相談体制を充実していく必要があります。

#### 各種相談窓口における相談件数の推移

平成21年度と平成25年度を比較すると「子どもと子育て家庭の総合相談」の相談件数は約1.5倍、「教育相談・子ども電話相談」の電話相談件数は減少傾向にありますが、来所相談（ケース件数）は約1.8倍と相談件数が増加している傾向にあります。（件）

| 年次             |        |       | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|----------------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 乳幼児健康相談（フリー乳健） |        |       | 2,425  | 2,591  | 2,463  | 2,371  | 2,628  |
| 子どもと子育て家庭の総合相談 |        |       | 230    | 219    | 254    | 230    | 337    |
| 教育相談・子ども電話相談   | 来所相談   | ケース件数 | 149    | 161    | 188    | 233    | 261    |
|                |        | 延べ件数  | 1,348  | 1,594  | 1,769  | 2,229  | 2,559  |
|                | 電話相談   | 相談件数  | 152    | 160    | 134    | 120    | 111    |
| ひとり親相談・女性相談    | ひとり親相談 |       | 559    | 614    | 516    | 512    | 572    |
|                | 女性相談   |       | 99     | 76     | 77     | 81     | 80     |
| 子どもの発達相談・指導    | 相談     |       | 1,426  | 1,332  | 1,409  | 1,472  | 1,604  |
|                | 指導     |       | 2,770  | 3,113  | 3,060  | 3,111  | 3,114  |

## 取組の方向性

- 各種相談窓口について周知を継続するとともに、多様な相談に応じられるよう相談員の専門性を高め、相談体制の充実を図ります。

## 主な事業

### (1) 乳幼児健康相談（フリー乳健） ＜再掲 44 頁参照＞

【担当課：健康推進課】

乳幼児の成長、発達、病気、育児の不安や子育てに関する相談に、小児科医、保健師、管理栄養士などが応じ、適切な相談支援を行います。

### (2) 子どもと子育て家庭の総合相談、相談員による児童館巡回相談 ＜再掲 74 頁参照＞

【担当課：子ども家庭支援センター】

「子ども家庭支援センター（きらら中央）」において、保健・心理・福祉などの相談員による「子どもと子育て家庭の総合相談」を実施し、個別に適切な支援を行います。また、悩みや問題をより身近なところで相談できるように、地域の児童館への巡回相談を実施します。

### (3) 教育相談・子ども電話相談 ＜再掲 74 頁参照＞

【担当課：教育委員会事務局指導室】

「教育センター」において、専任教育相談員（臨床心理士）による、しつけや不登校等の教育全般に関する相談を実施します。

このほか、小学校、幼稚園等へ専任教育相談員を派遣し、教育全般に関する相談を行います。

### (4) ひとり親家庭相談・女性相談 ＜再掲 80 頁参照＞

【担当課：子育て支援課】

ひとり親家庭の自立に必要な相談や指導・助言を行います。女性相談では、保護を要する女性の発見に努め、各種の相談・指導や一時保護を行うなど、女性の保護更生を図ります。

### (5) 子ども発達支援事業 ＜再掲 81 頁参照＞

【担当課：福祉センター】

高校生以下の心身の発達に関するさまざまな相談を受け、必要な検査・評価を行い、その成長過程に合わせ、適切な相談・指導を行います。

